

嘉麻市住民投票条例（仮称）素案の概要

1．嘉麻市自治基本条例（平成22年6月29日公布）における住民投票制度の位置付け

嘉麻市住民投票条例（仮称）（以下「条例」という。）は、市民主体の自治を実現するため、嘉麻市自治基本条例（平成22年条例第8号。以下「基本条例」という。）第32条第1項の規定に基づいて、「市政に関わる重要事項」について、直接住民の意思を問うために行う住民投票に関して、実施に関する具体的な手続その他必要な事項を定めるものです。

基本条例に規定する住民投票は、「常設型の住民投票」といって、個別の案件ごとに住民投票条例を設けるのではなく、要件を満たすものであれば、条例に基づき住民投票を行うことができるというものです。

基本条例第32条及び第33条

（住民投票の実施）

第32条 市長は、市政に関わる重要事項について、広く市民の意思を把握するため、住民投票を実施することができる。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとする。

3 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

（住民投票の発議及び請求）

第33条 嘉麻市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、市政に関わる重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票の請求をすることができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければならない。

3 議員は、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施について発議することができる。

4 市長は、前2項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。

5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が3分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

2．市政に関わる重要事項（条例第2条関係）

市及び市民全体に重大な影響を及ぼす事案であって、市民に直接その賛否を問う必要があると認められるものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

市の権限に属さない事項（市の意思として明確に表示しようとする場合は除く）

法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項

市の組織、人事及び財務に関する事項

専ら特定の市民又は地域に係る事項

地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項

その他住民投票に付することが適当でないとして明らかに認められる事項

3．住民請求及び住民投票の資格（条例第3条関係）

住民投票の請求をすることができる者（請求資格者）

住民投票をすることができる者（投票資格者）

嘉麻市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者
（選挙権を有する者）

4. 住民投票の実施の流れ図

例) 嘉麻市自治基本条例第1条第1項 基本条例 1-1

嘉麻市住民投票条例第1条第1項 条例 1-1

